

令和7年度 第9回 教育委員会

日時 令和7年12月10日（水） 15:30～16:30
場所 綾町公民館・大会議室【現地視察：綾小学校体育館】

出席者	教育委員	柿田 美香	教育長	高松 公俊
	教育委員	横山 横子	教育総務課長	野村 敏幸
	教育委員	中神 克寿	社会教育課長	佐藤 光久
	教育委員	山口 昇	教育総務課主幹	馬場 勇次
			社会教育課主幹	麻生 昌秀
			教育総務課係長	森本 亜紀
			社会教育課係長	井上 隆広
			議事録	古高 望

傍聴者 1名

○開会の挨拶

○教育長挨拶

(教育長)

インフルエンザの蔓延状況、小中学校の校外行事が無事終了したことについて触れ挨拶を行った。

○教育長事務報告

(教育総務課 係長)

行事経過報告並びに行事計画について、資料に沿って説明を行った。

(社会教育課 係長)

教育総務課と同様、行事経過報告並びに行事計画について、資料に沿って説明を行った。

○協議事項・報告等

(社会教育課 係長)

令和8年度「二十歳のつどい」の開催について説明を行った。

○その他

(教育総務課 係長)

例規関係の新規制定、改正等の報告と説明。

新規制定として、令和8年度から全国で本格的に実施される「こども誰でも通園制度（乳

幼児等通園支援事業)」の整備がある。この制度は、保育所等に通っていない生後 6 か月から 3 歳未満の児童を対象として行われるもので、保護者の就労状況に関わらず時間単位で柔軟に保育施設を利用できるようになる。このような新規制定のほか、保育の必要性の認定基準について、就労時間を「月 60 時間以上」と明記する改正や、子育て支援センターの管理規則において弁済義務等の規定を整備する一部改正も併せて行う予定である。

(教育委員)

これは一つの事業所で契約をしたら、その一つの事業所しか利用できないのか。

(教育総務課 課長)

月 10 時間内であれば、一つの事業所だけでなくどこでも利用することができる。

(教育委員)

この申し込みは町が一括管理するのか、それともそれぞれの事業所で受け付けるのか。

(教育総務課 課長)

事前に事業所と話をしていたので、事業所から教育委員会へ申請するという形である。

(教育委員)

保育現場の懸念としては、事前の面談や利用後のフィードバックにかかる時間が利用料金に含まれていないことがあるのではないかと思う。

(教育総務課 課長)

町内で対象になると考えられる未就園児は 14 名程度。既存の一時預かり事業や支援センターとの兼ね合いもあり、どれほど利用されるかは未知数である。丁寧な説明が必要な反面、事務時間のコストが課題となっていることもあるため順次対応を進めていく。

【現地移動（綾小学校体育館）】

(教育総務課 課長)

綾小学校体育館改修について説明を行った。

綾小学校体育館の改修は、令和 7 年 4 月 28 日から着工し、12 月 25 日に工期終了予定である。主な内容は、雨漏り対策のための屋根の掛け替え、外壁塗装、サッシの交換、雨漏りで傷んでいたステージ天井の張り替えなどである。委員さん方にも実際の仕上がりを確認していただきたい。

○閉会